

令和 8 年度インフルエンサーを活用した大分県プロモーション事業委託業務 仕様書

1 業務目的

当該業務は、インドネシア人のインフルエンサーを招聘し、留学および就労の観点から本県の魅力を紹介する動画等を作成・発信することにより、現地における本県の認知度や好感度の向上と、同国からの留学生・就労者の増加を図るものである。

2 業務名

令和 8 年度インフルエンサーを活用した大分県プロモーション事業委託業務

3 業務期間

契約締結日から令和 9 年 1 月 2 9 日まで

4 業務内容

インドネシア人インフルエンサーを招聘し、大分県を PR する SNS 投稿（動画、写真、投稿文等）を制作する。また、制作物を活用し、情報発信を行う。

（1）インドネシア人インフルエンサーの招聘

- ・インドネシアの若年層に向けて、大分県における留学・就労の PR に最も適したインフルエンサーを選定し、2 名以上招聘する。
- ・招聘するインフルエンサーとの連絡調整を行う。

〈留意事項〉

- ・インフルエンサーは、インドネシア国内で一定の認知度及び発信力を有し、主なフォロワー層が若年層である者を選定すること。
- ・主に留学と就労の観点から大分県の魅力を効果的に発信できる人物を選定すること。
- ・過去の投稿内容等を確認し、公序良俗に反する内容や、県のイメージを損なうおそれがないことを十分確認すること。
- ・招聘に必要な宿泊、移動等の手配及び安全管理を適切に行うこと。
- ・インフルエンサーの選定については、事前に委託者と協議し、承認を得ること。

（2）大分県 PR 投稿の制作

- ・インドネシアの若年層に向けた大分県における留学・就労を PR する SNS 投稿（動画、写真、投稿文等）を制作する。

留学について	動画	5 本以上
--------	----	-------

	写真	5 本以上
就労について	動画	5 本以上
	写真	5 本以上

〈留意事項〉

- ・制作するコンテンツについて、その種類（動画、写真、Instagram のストーリー等）、本数、長さ等については、より効果的なものを提案すること。
- ・動画や写真は 4 K 解像度以上の高画質とすること。
- ・高品質な動画や写真を制作するための機材や技術を活用するなどして、閲覧者の心をつかむような作品に仕上げることで、これらを使用する際に必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続きは受託者自身で行うこと。
- ・YouTube、Instagram、TikTok 等で投稿可能なファイル形式とすること。
- ・撮影日が悪天候の場合は別日程での実施とすること。
- ・撮影場所については事前に委託者と協議のうえ決定すること。

（３）効果的なデジタルプロモーション

- ・制作物を活用し、効果的な SNS で発信する。

〈留意事項〉

- ・インフルエンサー自身のアカウントで発信すること。
- ・投稿をより多くの視聴者へ届けるため、閲覧数の目標を設定すること。
- ・プロモーションの実施結果については、閲覧回数、リーチ数、エンゲージメント数等の実績を取りまとめ、効果検証を行うこと。

（４）（１）～（３）に付随する業務

- ・契約締結後、年間計画を作成し事務局に提出すること。
- ・委託業務にかかる経理に関すること。
- ・委託業務の進捗状況を必要に応じて報告すること。
- ・前各号に定めるもののほか、業務実施に関し、事務局が指示すること。
- ・その他、業務の運営に関して必要なこと。

（５）報告書の作成

- ・業務終了後、委託期間内に上記（１）～（４）の実績をまとめた報告書を作成すること。

5 支払方法

事業進捗に応じて、受託者からの請求に基づき、事務局が必要と認めた場合に行う。

6 成果物の著作権等

(1) 本業務により制作した動画や写真については、業務終了後、速やかにおおいた A S E A N 交流促進協議会に納品すること。ただし、おおいた A S E A N 交流促進協議会が事前に内容等を確認する必要がある場合は、確認時期を双方協議のうえ、定める。

(2) 本業務により得られた成果物の著作権は大原則として大分県とおおいた A S E A N 交流促進協議会に帰属する。ただし、両者に帰属することができない適当な理由がある場合で、事前に承諾を得たときはこの限りではない。

(3) 受託者は、関係法令を遵守すること。出演者、協力者、建築物等の肖像権、及び音楽の著作権等、撮影する動画すべてに関わる著作権について調整を行い、大分県とおおいた A S E A N 交流促進協議会がイベント会場や商談会での使用することの同意を得るとともに、かかる経費については委託料の範囲内で対応すること。動画の使用期限は設けないものとする。

出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理等の手続は受託者において行うこと。出演者については無期限の承諾書を取得すること。

本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

7 成果物等

(1) 制作した動画、写真、クリエイティブ等のデータ一式

下記一覧は必須事項とし、これを超える提案を妨げない。

(2) 最終報告書

(3) 本業務に関わる書面、資料等委託者からの要望があった場合は速やかに提出すること。

8 その他業務実施上の条件

(1) 専任の担当者を配置し、おおいた A S E A N 交流促進協議会との協議等に担当者等を出席させること。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制をとること。

(2) 受託者決定から契約締結の間に事務局と契約内容を詳細に協議すること。

- (3) 業務の実施にあたっては、委託者と十分協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- (4) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (5) 事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は委託者が負担するものとし、その額は委託者と受託者で協議して決定する。
- (6) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (7) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、事務局と十分協議すること。